

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、町西部を小貝川が縦断し、東部から小宅川、大羽川、百目鬼川、ぐみ川が流入する。河川に沿って耕地が広がり、益子県立自然公園（高館山、雨巻山）、芳賀富士などの自然景観や指定文化財などの歴史的景観が広く分布し、南東部山地の外縁に国有林が位置している。

森林面積は 3,888ha で総面積の 43%を占め、うち民有林は 2,591ha で、民有林における人工林の面積は 815ha、人工林率は 31%であり、天然広葉樹林主体の林種構成となっている。これら広葉樹林の景観保全、森林資源として活用するには下層植生の刈払い、不要木の除去等の整備と継続的な維持管理が必要となる。

スギ、ヒノキ等の人工針葉樹の齢級別面積は、主伐可能齢級の X I 齢級以上の林分が約 6割 5分を占めており、齢級構成には偏りが生じている。今後の資源構成の推移を考えれば、主伐可能齢級に移る前に、手遅れ林分とならないよう間伐未実施林分を解消し適正な保育及び利用間伐を進める必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

当町の約 4割 5分を占める広葉樹資源の活用と林業の停滞により資源構成に偏りを生じている人工林資源の状況を踏まえ、それらの有する機能に対する地域の要請、これまでの森林施業実績を勘案して公益的機能別施業別森林の区域を設定し、それらの区分に応じた施業方法を選択することにより望ましい森林の姿に誘導する。

特に面的に設定されている快適環境形成機能維持増進森林、保健レクリエーション機能維持増進森林の広葉樹林等は、里山の景観保持により自然環境及び生活環境の保全が図られることや、スギ・ヒノキ人工林は、木材等生産機能維持増進森林に設定し循環的に資源が活用されることを基本とする。

当町では水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林を、局所的に上記 3機能のうちの 1機能と重複設定しており、基本的には、重複設定されている機能に応じた施業による優良な森林の姿が当該機能の発揮にもつながるものとした当該機能別施業森林の目指すべき姿とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

スギ、ヒノキ人工林の整備については、皆伐、再造林を推進し森林資源の循環利用を進めるために、集約化による伐採コストの低減や皆伐後の再造林経費への支援要件となる森林経営計画（属地計画）作成を促進するとともに、間伐未実施林分を解消し適正な保育及び利用間伐を進めるために、奥山林整備事業導入箇所以外の森林所有者の意向等が不明な森林管理実態を把握し対策を講じる森林経営管理制度に取り組む。

なお、皆伐、再造林の推進による下刈等の保育施業や森林経営管理法による間伐の事業量の増加に対応するため、それらの施業を実施する林業事業体の強化及び事業体の養成が必要であり、特に、市町村森林経営管理事業、里山林整備などの作業内容が単純な事業の担い手を、林業事業体とは異業種（造園業、土木建設業など）からの参入促進及び育成を推進する。

また、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

地域過疎化、森林所有者の高齢化や不在地主の間伐・保育の遅れなどによる個別分散的とされる施業の計画化や、作業ロットの拡大、路網の整備による林業経営の集約化、それらを担う人材や組織の育成・充実など就労環境の整備を推進する。

また、森林の有する多面的機能が持続的かつ高度に発揮されるよう、多様な森林資源の整備を推進し、林道等の基盤整備により林業・木材産業の振興を図ると共に、木材加工・流通体制の整備を計画的に進め、地域の活性化を図る。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、鬼怒川地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）に定める立木の標準伐期に関する指針に基づき、下表に示す年齢を標準とするが、当該年齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

また、成長の早いエリートツリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は町の林務担当課とも相談の上、適切な時期に伐採するものとする。

【標準伐期齢】

単位：年生

地域	主要樹種					
全域	スギ	ヒノキ	アカマツ	天然生 針葉樹	天然生広葉 樹用材林	ぼう芽によ る広葉樹
	35	40	30	100	100	15

注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 「サワラ」については、「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

3 制限林の「ぼう芽による広葉樹」については、20年とする。

4 標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として益子町森林整備計画で定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項に

ついて定めるものとする。

伐採を行う際には森林経営計画および伐採届出等の区域を越えて伐採（誤伐）しないようあらかじめ伐採区域の明確化を行う。

集材にあたっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、立木の伐採に際しては以下の方法に加え、「主伐における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法とすることとする。

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

区 分	内 容
皆 伐	主伐のうち択伐以外のもの
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

(1) 皆伐

皆伐にあたっては、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域の分散に配慮し、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を伐採区域の間に確保する。

(2) 択伐

択伐にあたっては、おおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積率で30%以下とし、伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下とすることができる。なお、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施する。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

(3) 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、生産目標に応じた次頁の表に示す林齢を目安とする。なお、当該目安林齢により伐採を制限するものではない。

樹 種	生産目標	仕立て方法	期待径級(cm)	目安林齢(年)
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
		中仕立	32	60
造作材	密仕立	36	80	
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
		中仕立	30	75
造作材	密仕立	30	80	
広葉樹	シイタケ原木	ぼう芽	16	30

(4) 天然更新

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とする。なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採することが望ましい。

(5) 伐採後の適確な更新の確保

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その更新方法を勘案して伐採を行うものとする。

3 その他必要な事項

花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として森林の自然条件、樹種の特質及び木材の利用状況を勘案して、次頁の表のとおり郷土樹種を主体に定める。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等新たな樹種の導入も視野に入れる。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー等の苗木や花粉発生源対策の加速化を図るための花粉の少ない苗木の使用を進める。

また、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択する。

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ
広葉樹	クヌギ、コナラ

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を基準として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立ての方法別に定める。

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

- 1 複層林化等を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。
- 2 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。
- 3 エリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理し、気象害や林地保全に配慮し、筋地拵えも検討する。
植付けの方法	気象その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して方法を定めるとともに、適期に植え付ける。 植付けコストの低い「コンテナ苗」の導入を推進する。
植栽の時期	3月中旬～4月中旬を標準とする。(コンテナ苗植栽以外)

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、植栽は適地適木を旨として、期間については以下のとおり定める。また、低コスト造林に資する伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を推進する。

区 分	植栽によらなければ適確な更新が 困難な森林及びそれ以外の森林
皆 伐	2年以内
択 伐	5年以内

※年数は当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名
天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、コナラ ぼう芽性の広葉樹
ぼう芽による更新 が可能な樹種	クヌギ、コナラ ぼう芽性の広葉樹

(2) 天然更新の標準的な方法

主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図るものとする。また、更新を確実なものとするため、必要に応じて掻き起こし、刈出し、植え込み等の更新補助作業等の施業を実施する。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木本数

天然更新を行う際には、森林の確実な更新を図るため、気象及びその他立地条件、既往の造林方法等を勘案し、期待成立本数の10分の3以上の本数（ただし、草丈（概ね50cm）以上のものに限る。）を更新するものとする。

本/h a

樹 種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、コナラ、 クヌギ類	10,000	3,000

※期待成立本数は、伐採後5年を過ぎた時点におけるぼう芽を含めた数である。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所では掻き起こしや末木枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
植込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所では、経営目標等に適した樹種を選定して植込みを行う。
刈出し	天然稚幼樹がササ等の下層植生によって阻害されている箇所では、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて1株当たりの優良芽の仕立て本数2～4本を目安にぼう芽を整理する。

ウ その他天然更新の方法

更新完了の確認方法については、伐採後概ね5年を越えない期間を経過した時点で、更新状況の確認を行い、草丈（概ね30cm）以上となった更新木の稚幼樹が林地の全域にわたり、「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とする。

また、天然更新が困難な場合については、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示すように、『現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林』とする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合は、Ⅱの第2の1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合は、Ⅱの第2の2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地において天然更新により成立させる立木の本数は、対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の想定成立本数（期待成立本数）を10,000本/haとし、それに10分の3を乗じた立木の本数以上とする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (ア) 間伐は、主として残存木の生育の促進並びに林分の健全化及び形質の向上を図る目的で行うため、形質不良木を選定の対象とするが、収入間伐では形質の良い木も対象とする。
- (イ) 間伐率は、概ね20～35%とする（保育間伐では低率、収入間伐では高率）。
- (ウ) 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるように努める。
- (エ) 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の団地化に努め作業コストの低減を図る。
- (オ) 施業の省力化・効率化の観点から列状間伐の導入を検討する。また、間伐により適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう努める。
- (カ) 新たな施業方法の導入など標準的な伐採によらない場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と協議の上、適切な間伐率等を実施するものとする。

【生産目標に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）							主伐 (目安)
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	密仕立て	4,000	16	22	28	35	43			50
	中仕立て	3,000	18	25	33	41	50			60
	疎仕立て	2,000	25	33	41					50
ヒノキ	密仕立て	4,000	18	24	30	40	50			60
	中仕立て	3,000	20	27	35	45	55			65
	中仕立て	3,000	20	27	35	45	55	65		75

2 保育の種類別の標準的な方法

- (ア) 下刈りは、気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により実施する。実施時期：1～7年生程度
- (イ) つる切りは、下刈り終了後、つるの繁茂状況に応じて実施する。
- (ウ) 除伐は、下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合（回数は適宜）

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

本事項では、Iの2（1）で定めた森林の有する機能の区分に基づき、各機能毎に森林の区域の設定基準及び森林施業の方法を定める。

なお、本計画で定めた森林の有する各機能と各機能に対応する公益的機能別施業森林等の名称は、次のとおりとする。

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的機能	水源涵養機能	公益的機能別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)
	山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能		土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)
	快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)
	保健・レクリエーション機能 文 化 機 能 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健機能維持増進森林)
公益的機能以外の機能	木材等生産機能	木材等生産機能の維持増進を図る森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域は、保安林等法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」〔昭和 52 年 1 月 18 日付け 52 林野計第 532 号林野庁長官通知〕に基づく評価区分）、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案して区域を設定する。

また、公益的機能別施業森林の区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意する。

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の基準については次のとおり定め、区域については、【別表 1】に定めるものとする。

【水源涵養機能維持増進森林の基準】

重視する機能：水源涵養機能
〈保安林やその他制限林の指定区域〉 水源かん養保安林、干害防備保安林
〈その他の区域〉 ・湖、ダムが集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ・地域の用水源として重要なため池や湧水地溪流等の周辺に存する森林の区域 ・水源涵養機能の評価区分の高い森林 等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を延長するとともに、皆伐を実施する場合は伐採面積の規模の縮小を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限については、標準伐期齢に10年を加えた林齢となるよう以下のとおり定め、区域については、【別表2】に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

単位：年

区 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	アカマツ	天然生針葉樹	天然生広葉樹用材林
【別表2】 のとおり	45	50	40	110	110

(2) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の基準については以下のとおり定め、区域については、【別表1】に定めるものとする。

①山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

【山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林の基準】

重視する機能：山地災害防止機能／土壤保全機能
〈保安林やその他制限林の指定区域〉 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地等周辺
〈その他の区域〉 ・山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林 ・山地災害防止機能の評価区分の高い森林 等

②快適環境形成機能維持増進森林

【快適環境形成機能維持増進森林の基準】

重視する機能：快適環境形成機能
〈保安林やその他制限林の指定区域〉 防風保安林
〈その他の区域〉 ・風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ・日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ・生活環境保全機能の評価区分が高い森林 等

③保健機能維持増進森林

【保健機能維持増進森林の基準】

重視する機能：保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能
〈保安林やその他制限林の指定区域〉 保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林
〈その他の区域〉 ・キャンプ場や森林公園等に施設を伴う森林などの地域の保健・教育的利用等に適した森林 ・史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林 等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林については、災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。アの②に掲げる森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進する。アの③に掲げる森林については、憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進するとともに、生物多様性の維持増進についても配慮する。なお、アの①～③に掲げる森林について、皆伐を実施する場合は、災害を防止する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小化・分散化並びに回避を図る施業を推進するものとする。

また、アの①～③に掲げる森林について、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができるものとし、長伐期施業を推進すべき森林と

して定めるものとする。主伐を行う伐期齢の下限については、標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢となるよう以下のとおり定め、区域については、【別表2】に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位：年

区 域	樹 種				
	【別表2】 のとおり	スギ	ヒノキ	アカマツ	天然生 針葉樹
	70	80	60	200	200

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

森林の立地条件、森林の機能の評価区分等を参考として、森林の一体性も踏まえつつ木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】のとおり定めるとともに、その区域内において林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかであり、林道や集落から近い森林を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」とする。

この際、区域内において、公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な設備を推進しつつ、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の締結の促進方法として、町、緑化活動を行う特定非営利活動法人等及び森林所有者の3者間で締結する施業実施協定については、内容や手法を説明するなど理解促進に努め、積極的に推進する。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業のコスト削減や適時・適正な森林整備を行っていくことが求められており、小規模な森林所有者が多い本町においては、単独で森林施業を計画的に実施することが困難な状況にある。そのため、森林組合等林業事業体に施業を委託し、森林経営計画を作成し、施業の集約化・規模拡大を促進する。

また、県や林業事業体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、また、栃木県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源情報の共有を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林管理に消極的な森林所有者に対して、町及び森林組合等と森林総合監理士や森林施業プランナーなどと連携し、森林所有者と森林組合等林業事業体との森林経営の長期受委託の理解促進に努め、森林経営計画の作成を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業又は経営の受託を実施するにあたっては、造林、保育及び伐採などの森林の施業や保護が実施できるようにする委任契約となる長期施業委託契約を締結し、施業又は経営の実施に困難となる事情が発生しないよう、森林所有者と受託経営者は事前に合意形成を図るものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託できるまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

森林所有者の意向等が不明となっている森林の管理実態を把握し対策を講じる「森林経営管理制度」に取り組むことによって、適正な保育間伐又は利用間伐、皆伐等を進め、森林の経営管理を適正な方向に誘導する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の92%は所有森林面積が5ha未満の小規模所有であり、林家世帯の高齢化や兼業化の進行、不在町森林所有者の増加等により計画的、合理的な森林施業が行われにくい。本町の森林の多くには緊急に間伐を要する林分を含むが、適切な実施と林道・作業道が整備されれば、近い将来経済的価値や森林蓄積の充実が見込まれる。

これらの状況を踏まえて、森林の適正管理と資源の活用に資するため、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定や間伐、保育等その他森林施業の共同化を図っていく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化の促進にあたっては、不在町森林所有者や森林施業に無関心な所有者に対して、森林施業の適正化についての啓発等を進めるとともに、森林経営管理制度を活用し、同制度の経営管理意向調査によって、施業実施協定等への参加の意向を把握し、間伐、保育等の森林施業の実施を適正な方向へ誘導する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合は、効率的に施業を実施するのに必要な施設の設置及び維持管理の方法、共同して実施するための労務、共同による施業委託、資材の共同購入等共同して行う施業の実施方法を予め明確にするとともに、それらの共同実施の実効性を確保するものとする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

本町のように森林所有形態が小規模である場合、きめ細やかな森林施業を実施するためにも林内路網の整備は重要であり、開設については、林産物の搬出コストの低減や森林の適正な整備・管理を図るため、林道、林業専用道、森林作業道からなる路網を計画的かつ効率的に整備する。

改良及び舗装については、既設路網における通行車両の安全確保、維持経費の節減、林産物の搬出コストの低減等を図るため、計画的かつ効率的に整備する。

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として10t積みトラックの走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」として整備を推進する。

また、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。

開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行う。

高性能林業機械や急傾斜地における架線系作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を行う。

加えて、林道(林業専用道を含む)については、災害の激甚化や走行車両の大型化に対応した整備を推進する。

また、生物多様性の保全を図るため、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行う。

【路網整備の水準】

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	110m以上	35m以上
中傾斜地 (15° ~35°)	車両系 作業システム	85m以上	25m以上
急傾斜地 (35° ~)	車両系 作業システム	60<50>m以上	20m以上
	架線系 作業システム	5m以上	5m以上

(注) 路網密度の水準については、個々の施業地における路網密度の目安とし、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

(注) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注) 基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称

(注) 「急傾斜地」の< >書きは広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度を示している。

2 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保・土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）に従い整備する。

イ 基幹路網の整備計画

本町の基幹路網の整備にあたっては、次頁の表の整備計画に沿って、適時適切な拡張等に努める。

開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m)	箇所数 (箇所)	備考
拡張（改良）	自動車道		益子町	小泉大郷戸線	300	1	
			益子町	生田目線	100	1	
			益子町	本沼大泉線	100	1	
			益子町	板橋線	200	1	
			益子町	大沢北郷谷線	100	1	
				計		800	5
開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m)	備考	
拡張（舗装）	自動車道		益子町	本沼大泉線	880		
			益子町	板橋線	2,380		
				計	3,260		

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の整備に係る留意点

丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備するため、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める栃木県森林作業道作設指針（平成 23 年 6 月 17 日環森政第 139 号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に従い整備する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道が継続的に利用できるようにするため、栃木県森林作業道作設指針に従い適正に管理する。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

主伐時における伐採・搬出指針（令和 3 年 3 月 1 6 日付け 2 林整整第 1 1 5 7 号林野庁長官通知）を踏まえ適切な搬出方法で行うこととする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
本計画において特定される林分の該当はない。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本格的な利用期を迎えている人工林の皆伐、再造林が推進され、今後、新植、下刈等の保育施業や森林経営管理制度による間伐等の事業量の増加が予想されることから、関係機関の協力のもとに林業労働者に対する技術研修の充実による技術向上や資格取得支援、さらには通年雇用化や社会保険の加入促進、技能の客観的評価の促進等により他産業並みの、労働者の労働条件の改善に努め、育成と確保を推進する。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体の育成、特に、林業振興の推進母体である森林組合等の経営基盤や業務執行体制の強化を図るため、作業班の育成と受託事業の拡大による事業量の確保を支援する。

また、当町の広葉樹資源の活用の担い手となる地域団体の育成及び支援を推進するとともに、森林経営管理制度による保育間伐、里山林整備などの作業内容が単純な事業の担い手として、林業とは異業種からの参入促進及び育成を推進する。

栃木県においては、新規林業就業者の確保・育成について、栃木県林業人材確保・育成方針（令和3年1月策定）に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を図るものとされているため、情報を共有することとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の人工林はX I 齢級以上の林分が6割5分を占め、主伐期を迎えており齢級構成に偏りが生じており、これらの森林資源を活用するためには、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストを低減する林業機械化は必要不可欠であるため、林業振興の推進母体である森林組合を中心に、地形条件や作業の種類等に対応した林業機械の導入を推進する。

栃木県においては、スマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムの構築を進めているため、連携を図ることとする。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現 状	将 来
伐 倒	チェンソー	チェンソー・ハーベスタ
造 材	チェンソー	プロセッサ・ハーベスタ
集 材	クローラー グラップル	フォワーダ グラップル
運 材	林内作業車	フォワーダ

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械が効率的に稼働できるよう、作業道等の路網整備の促進や施業の団地化等の集約化を進め、作業計画から機械操作まで幅広い知識と技術を兼ね備えたオペレーターの育成を行うとともに、関係機関による高性能機械の共同利用の促進を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

主伐期を迎え高齢級に偏っている当町の人工林資源の利用を促進するため、建築用材としての利用と併せて、曲がり材等低質材、林地残材などの未利用木質バイオマスの利活用を促進する施設等の導入の検討や町外施設の活用を推進していく。

III 森林の保護に関する事項

第1 森林の土地の保全に事項

(1) 樹根及び表土の保全に特に留意すべき森林地区

森林施業及び土地の形質変更にあたって、土砂の流出、崩壊の防止及び水源涵養等の森林の有する公益的機能の維持を図るべき森林として、地形、地質、土壌、気象等を考慮して別表1のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法土地の形質変更にあたって留意すべき事項

ア 林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意すること。

イ 土地の形質変更の様態、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して実施地区の選定を行うこと。

ウ 土地の切取、盛土を行う場合には、法面勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための緑化、土留工等の施設の整備及び水の適切な処理のための排水施設等を設けること。

エ その他土地の形質変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出・崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずること。

(3) その他必要な事項

林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。

第2 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

県東地域ニホンジカ対策協議会を通じて、生息域の拡大や被害発生の防止に関する情報を収集する。

第3 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、県や関係機関と情報の共有化を図り、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

ナラ枯れに被害については、令和5年度に発生を確認しており、県の助言・補助を受けて、被害木の一部について駆除対策を行った。

今後も関係機関等との情報共有を密にし、監視体制の強化を図るとともに、適切な防除実施に努める。

なお、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、県、森林組合、林業関係団体及び森林所有者と連携を図り、パトロールや防除などの実施体制の整備に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

本町においては、鳥獣による食害等の被害は確認されていないが、近接森林についての被害状況を注視していく必要がある。

このため、県や森林組合、近隣市町との情報共有化に努めるとともに、パトロールを定期的実施していく。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、森林所有者や登山者などの入山者に対し、タバコの投げ捨てや焚き火等の取扱いについて指導する。また、種々のイベント等において、林野火災予防の普及啓発物品の配布等を行うことにより、一般県民に対し林野火災予防の意識の啓発を図る。

また、消防や森林組合、地元林野保護団体などと連携したパトロールやのぼり旗の設置などを実施し、監視体制の強化を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合には、益子町火入れに関する条例（昭和59年6月25日条例第13号）を遵守する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	備考
益子 8～10、12 田野 13、14 七井 16、17、20、28、29	

病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、上記で定めた森林以外であっても伐採の促進に関する指導などを行う。

(2) その他

病虫害による被害や林野火災の防止において、森林所有者等による巡視及び情報共有化が重要であることから、森林所有者等との協力、連絡体制を構築し、連携した取り組みを実施する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能増進に関する特別措置法第3条に規定する基本方針に基づく

「森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林」の該当はない。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ 森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
益子地区	益子 1～26	1,024.40
田野地区	田野 1～14	684.01
七井地区	七井 1～31	886.70

2 生活環境の整備に関する事項

高齢化及び過疎化を抑制するために、U J I ターン者など若者の定住促進に向け、魅力的な地域づくりを推進していく。

そのため、とちぎの元気な森づくり市町村交付金事業等を活用し、地域に親しまれている里山の整備などを行い、誰もが安心・快適に暮らせる環境整備を行っていくこととする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町を取り巻く林業経営については、大変厳しい状況にあるため、木材や林地残材等の利活用を図ることによって、林業の活性化につなげていく。

そのため、「益子町公共建築物における木材利用促進方針（平成 24 年 12 月 4 日 益子町告示第 120 号）」及び平成 29 年 10 月 10 日制定の「栃木県県産木材利用促進条例」に基づき、公共施設においては、積極的に木造・木質化を推進する。さらに、木造住宅建築等への波及やバイオマスボイラーやバイオマス発電などの再生エネルギーとしての利用検討などを行っていくこととする。

また、平成 23（2011）年に策定した「とちぎ木材利用促進方針（令和 5（2023）年改正）」に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

○森林の総合利用施設の整備計画

生活に潤いとゆとりを与え、自然とのふれあいの場として、継続的な育成管理が必要な里山林等の針葉樹人工林については、広葉樹林または天然林に誘導することとし、保全・整備・使用を推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（1）地域住民参加による取組に関する事項

植栽や山の下刈り等の管理を行っているボランティア団体等を紹介し、このような活動を一般住民にも推進し参加を促す。

（2）上下流連携による取組に関する事項

小貝川は本町をはじめ下流域の水源として重要な役割を果たしている。

このようなことから、下流の住民団体等に水源の森林造成に参加してもらうよう積極的に働きかける。

（3）その他

町内の小学生等の協力により益子町の風土を形作ってきたアカマツ林を復活させる「アカマツ復活プロジェクト」に積極的に取り組む。

また、とちぎの元気な森づくり市町村交付金事業による里山林整備事業を推進し、地域住民による下刈り等の管理を積極的に進める。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者に対して順次、意向調査を実施し、経営管理権の設定を進め、制度の円滑な実施を図る。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努める。

(2) 国有林との連携

国有林隣接地域の森林整備や木材の搬出等を効率的に行うため、民国連携による路網等の森林施業施設の共同利用等を推進する。

(3) 町有林の整備

町有林については、森林経営計画を策定して計画的に、森林組合等に保育、間伐等を委託して実施する。

また、国有林隣接部では小単位の作業箇所を集約化を図るため、国有林材のシステム販売との協調出荷を検討する。

(4) 伐採及び伐採後の造林の届出等の事務に関する事項

森林法第 10 条の 8 に基づく伐採及び伐採後の造林の届出などの事務にあたって、森林の立木の伐採行為の実態を把握し、伐採後の更新を確実に行うことは、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するための適正な森林施業の実施や森林資源の賦存状況等を把握する上からも極めて重要であることから、森林所有者に対して当該届出や伐採及び造林の終了後森林の状況報告などの説明を行い、理解促進に努める。

(5) 森林の土地の所有者となった旨の届出の事務に関する事項

森林法第 10 条の 7 の 2 に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出の事務にあたって、伐採及び伐採後の造林の届出のない伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの森林法に基づく諸制度を円滑に実施していく上で、森林所有者を把握することは極めて重要であることから、本制度の内容について、広報、パンフレットの配布等により、森林の土地の所有者はもとより広く周知徹底し、森林所有者の把握を円滑に行えるよう努める。

(6) 木材合法性確認の取組に関する事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進する。

(7) 太陽光発電施設の設置に関する事項

太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能力や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、事業者は地域住民の理解に配慮することとする。

(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の精度の厳正な運用に努めることとする。

(9) その他

森林愛護や山火事防止のための掲示をするなど森林保護に努め、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従い施業を実施する

【別表 1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	田野 3、4、5、6、7、8、9、10 益子 13、14、15、16、17、18	604.67
山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林	益子 15、20、22	142.84
快適環境形成機能維持増進森林	田野 1 益子 1、2、3、4 七井 1	127.96
保健機能維持増進森林	益子 19、20、22 七井 5ウ、6ウ、7ア、8エ、15、 16、22	239.32
木材等生産機能維持増進森林	快適環境形成能維持増進森林を除く全ての森林	2,462.42

(注)

ア 平成24年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除外するものとする。

イ コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除外するものとする。

【別表 2】

施 業 の 方 法	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	田野 3、4、5、6、7、8、9、10 益子 13、14、15、16、17、18	587.49
長伐期施業を推進すべき森林	田野 1 益子 1、2、3、4、15、19、20、22 七井 1、5ウ、6ウ、7ア、8エ、15、16、 22	441.35
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	—	—